

# 川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助要綱

令和3年3月31日  
3川健施第476号  
市長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、民間特別養護老人ホーム等の計画的な修繕を促し、施設の長寿命化による60年間の施設利用と安全・快適に施設を利用できる環境整備を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 特別養護老人ホーム等

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム及び老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの運営の用に供する市内の建築物又は建築物の部分（別表第1に定める併設の介護保険サービスや地域還元的（収益事業を除く）機能を含む。）で、開所日の属する年度から起算して10年を経過したものをいう。ただし、市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、条例で指定する施設を除く。

### (2) 市内中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいい、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業。）をいう。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者をいう。

### (3) 大規模修繕等

別表第2に定める工事及び工事監理又は備品の購入及び設置工事を行うものでかつ特別養護老人ホーム等の長寿命化が適切に図れるもの又は施設運営の効率化又は改善化が図れるものをいう。ただし、1件の契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。備品の場合は、消費税及び地方消費税相当額を含むその単価）が100万円未満のものを除く。

### (4) 指定期間

過去に市長が地方自治法第244条の2の規定により、条例で指定したことがある期間をいう。

## (補助の条件)

第3条 この要綱に定める補助の対象となる大規模修繕等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 施設の中長期保全計画に基づく工事であること。

(2) 建築基準法に基づく検査済証の交付がされている建築物であること。

(3) 建築基準法等に明らかに違反していない建築物であること。ただし、大規模修繕等の完了までに是正するものを除く。

(4) 法人として大規模修繕等を実施する意思決定がされていること。

(5) 代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと

(6) 開所から60年間が経過するまでの間、中長期保全計画に基づく施設の維持管理に努めること。

(7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(8) 社会福祉法人の経営状況及び大規模修繕等の資金計画が明らかに不健全でないこと。

(9) 過去にこの要綱の補助を受けていないこと。ただし、初年度の交付決定を受けた日の属する年度から起算して10年を経過している場合を除く。

## (補助対象経費)

第4条 大規模修繕等において補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、直接工事費、間接工事費、工事監理費及び備品購入費とする。ただし、この要綱以外の補助金等の交付を受ける部分及び法令等による違反の是正工事等の部分を除く。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費又は別表第3の補助基準額のいずれか低い額に別表第3の補助率及び係数を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を補助する。

(補助の事前申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助金の交付申請を行う前に、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金事前申込書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申し込みがあった場合において、その内容を審査し、原則、特別養護老人ホーム等の開所が早いものを優先し内示するものとする。

(内示の変更等)

第7条 第6条第2項の規定による内示を受けた申請者は、内示を受けた事項に変更が生じた場合、市長に報告し必要な指示を受けなければならない。

(補助の申請)

第8条 申請者は、当該年度に係る部分の川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて、市長へ補助金の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請を行った申請者は、次項の規定による交付決定を受ける前に、大規模修繕等に係る入札の公告及び契約をしてはならない。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、第3条各号に定める要件を満たしているかを審査し、補助金を交付することを決定したときは、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付決定通知書(第7号様式)を申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の審査の結果、合理的な理由により補助金を交付しないことを決定したときは、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金不交付決定通知書(第8号様式)にその理由を付して申請者に通知するものとする。

(入札)

第9条 申請者は、大規模修繕等の発注等をする場合、市内中小企業者により入札を行わなければならない。ただし、大規模修繕等に係る工事監理を発注する場合、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(着手届)

第10条 第8条第3項の通知を受けた申請者は、大規模修繕等に着手するものとし、当該契約締結から速やかに川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金着手届(第9号様式)に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(補助金等の変更申請、通知等)

第11条 第8条第3項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた補助金の増額又は工事内容の変更が生じるときは、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付変更申請書(第12号様式)に変更に関する書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付変更決定通知書(第13号様式)を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更を認めないことを決定したときは、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金変更不承認決定通知書(第14号様式)にその理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

4 第8条第3項の規定による通知を受けた申請者は、第1項以外の事項を変更しようとするときは、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付変更届(第15号様式)に変更に関する書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(大規模修繕等の取止届)

第12条 申請者は、第8条第3項の規定による通知を受けた大規模修繕等を取り止めようとするときは、速やかに川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金取止届(第16号様式)を市長に届け出なければならない。

(実績報告等)

第13条 申請者は、大規模修繕等を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日までに、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金実績報告書(第17号様式)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長がやむを得ないものと認めた場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の報告があったとき、その内容を確認及び検査をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の確認及び検査により、大規模修繕等が適正に行われ、かつ、報告の内容が第3条各号に定める要件を満たしていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川

崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金額確定通知書（第18号様式）を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 申請者は、川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付請求書（第19号様式）により、市長に補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（指示等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に中長期保全計画の適切な執行を指示することができる。

2 市長は、指示の結果の報告を求めることができる。

（補助金交付決定の取消）

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付決定取消通知書（第20号様式）を通知するものとする。

（1）虚偽の申請その他不正な行為により第8条第3項又は第11条第2項の通知を受けたとき。

（2）正当な理由なしに、補助金の交付請求を行わなかったとき。

（3）正当な理由なしに、前条の指示に従わなかったとき。

（4）法令に違反したとき。

（5）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産の処分）

第19条 補助金の交付を受けた申請者は、大規模修繕等により効用の増加した財産を補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

2 補助金を利用して大規模修繕等を行った建築物については、開所から60年を経過するまでは、原則として川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱（17川健高事第861号）による建替に係る補助を受けることができない。ただし、市長がやむを得ないものと認めた場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日 4川健施第501号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日以前に第8条第3項による通知を受けた事業は、なお従前の例によることができる。

附 則（令和6年3月29日 5川健施第680号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日 6川健施第535号）

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	介護保険サービス
居宅サービス	訪問介護 （介護予防）訪問入浴介護 （介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 通所介護 （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）居宅介護支援
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護
その他	その他市長が認めたもの

別表第2（第2条関係）

外壁、屋上等の改修工事
給排水設備工事（受水槽、高架水槽、ポンプ、温水ボイラー等）
電気設備工事（受変電設備、自家発電設備、直流電源装置、照明設備等）
空気調和設備工事（空気調和機、冷温水発生機、冷却塔、換気扇、ポンプ等）
消防用設備等付帯設備工事（自動火災報知設備、非常用放送設備、スプリンクラー等）
昇降設備工事（エレベーター、小荷物専用昇降機）
その他付帯設備工事（ナースコール、中央監視装置等）
上記設備の配管配線に係る工事
備品（特殊浴槽、洗濯機、乾燥機、汚物除去機、厨房機器で設置工事が必要となるもの）
施設運営の効率・改善化工事、施設の省エネ化改修工事、介護報酬の加算のための改修工事
その他市長が認めるもの

別表第3（第5条関係）

	補助率	係 数	補助基準額
1 養護老人ホーム	1 / 2	1. 5	100,000,000円
2 特別養護老人ホーム	1 / 2	別表第4による。	100,000,000円

別表第4（第5条関係）

	係 数	
運営期間内に指定期間がある特別養護老人ホーム	1. 5	
運営期間内に指定期間がない特別養護老人ホーム	昭和57年（西暦1982年）4月1日以前に開所したもの	1. 5
	昭和57年（西暦1982年）4月2日から昭和61年（西暦1986年）4月1日までに開所したもの	1. 4
	昭和61年（西暦1986年）4月2日から平成元年（西暦1989年）4月1日までに開所したもの	1. 3
	平成元年（西暦1989年）4月2日から平成6年（西暦1994年）4月1日までに開所したもの	1. 2
	平成6年（西暦1994年）4月2日から平成11年（西暦1999年）4月1日までに開所したもの	1. 1
	平成11年（西暦1999年）4月2日以降に開所したもの	1. 0

## 別 記

様 式	書 類
第 1 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金事前申込書
第 2 号様式	補助申請の概要
第 3 号様式	修繕箇所、備品の写真
第 4 号様式	大規模修繕等補助金額算出表
第 5 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付申請書
第 6 号様式	事業計画書
第 7 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付決定通知書
第 8 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金不交付決定通知書
第 9 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金着手届
第 1 0 号様式	発注実績報告書
第 1 1 号様式	入札が行えないことに係る理由書
第 1 2 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付変更申請書
第 1 3 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付変更決定通知書
第 1 4 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金変更不承認決定通知書
第 1 5 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付変更届
第 1 6 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金取止届
第 1 7 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金実績報告書
第 1 8 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金額確定通知書
第 1 9 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付請求書
第 2 0 号様式	川崎市民間特別養護老人ホーム等大規模修繕等補助金交付決定取消通知書
参考様式	誓約書
参考様式	中長期保全計画
参考様式	補助対象金額按分計算書